２．飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況
（３）鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

※記載方法
・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
・１から33までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「できている」、「一部できている」、「できていない」又は「該当しない」にチェックを付けること。
・「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項にチェックを付けること。
・「一部できている」「できていない」と回答した項目については、記入欄に一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記載すること。

【　評価基準の目安　】

できている：項目の内容が遵守できている場合
一部できている：できている項目とできていない項目が両方ある場合
できていない：項目の内容が不遵守の場合

【　提出後の流れ　～改善に向けて～　】
①家畜防疫員は、立入検査等により飼養衛生管理の状況を再確認し、家畜防疫員チェックボックスに「○」、「△」「×」又は「－」（非該当）を記入する。
②改善が必要な項目については、家畜防疫員記入欄に改善指導の内容を記入し、家畜の所有者に提供する。
③改善指導があった場合、家畜の所有者は指導内容を飼養衛生管理マニュアルに反映させ、実行する。

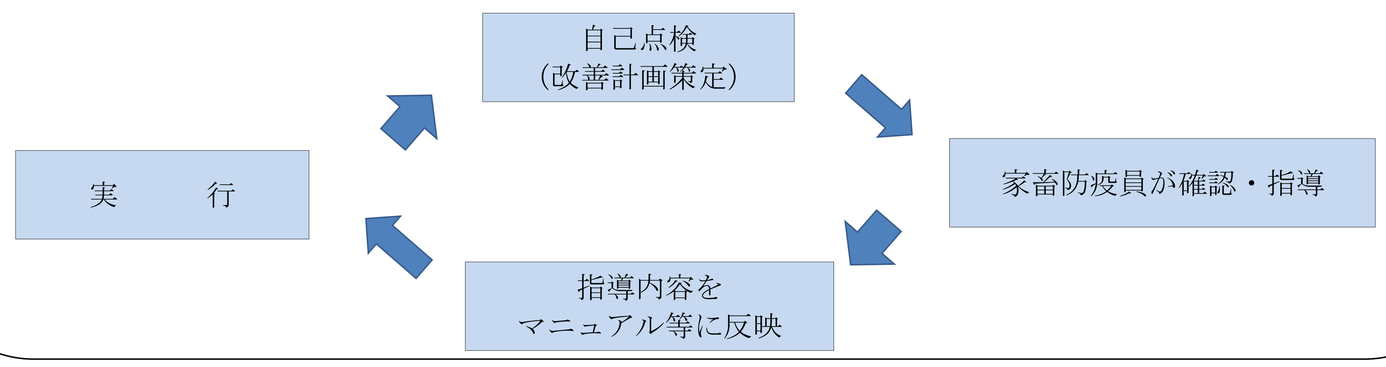

●飼養衛生管理基準の構成について
飼養衛生管理基準は全33項目あり、各項目を取組の目的ごとに以下のⅠ～Ⅳに体系化しながら、分類している。

Ⅰ　家畜防疫に関する基本的事項【項目１～14】
Ⅱ　衛生管理区域への病原体の侵入防止【項目15～21】
Ⅲ　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止【項目22～28】
Ⅳ　衛生管理区域外への病原体の拡散防止【項目29～33】

【参考】農場の各施設において関係する項目とその項目が防除の対象とする感染源（一覧表）

感染源		対策の実施場所（衛生管理区域内）				
分類	種類（代表例）	境界		敷地	関連施設	家きん舎
		入域時	出域時			
人	従業者、外部者	15、16、17、18	29			22、23
物品	車両、重機	19	30			24
	器具、機材	20	31、32	28	24	24
	飼料、敷料	26				26
野生動物	ねずみ、たぬき			28	25、26、27	25、26、27
	野鳥				25、26	25、26
	はえ、ダニ				25、27	25、27
飼養環境	土壌、粉塵			28	28	28
家畜	死体、排せつ物		14、32		25	25
	鶏その他家きん	14	14、32、33			14、32、33

農場名：

回答記入例
☑ できている　□ 一部できている□ できていない

家_2

※「できている」、「一部できている」、「できていない」又は「該当しない」から１つ選択

I　家畜防疫に関する基本的事項					家畜防疫員チェックボックス
1　家きんの所有者の責務					
①関係法令を遵守している。 〈関係法令の例〉 ・家畜伝染病予防法　・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律　・獣医師法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律　・水質汚濁防止法　・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律　・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律		□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
②農場の所在地域で飼養されている家きんの所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。 〈協力者の例〉 ・地域の他の家畜の所有者（飼養衛生管理者）　・都道府県　・市町村　・関係団体　・地域自衛防疫団体		□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
③（所有者以外に飼養衛生管理者がある場合）飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。	□ 該当しない	□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。					
2　家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					
①家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認するとともに、家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。 〈情報の把握方法例〉 ・メール　・広報誌　・ＦＡＸ　・ウェブサイト		□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
②家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。		□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
③家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。		□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。					
3　飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底					
①必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。 ※飼養衛生管理マニュアルの必要事項 （１）従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項 （２）海外渡航時及び帰国後の注意事項 （３）海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起 （４）衛生管理区域及びその出入口並びに消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の最新の防疫体制を確認できる平面図 （５）農場内への不適切な物品の持込みの禁止 （６）可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組 （７）持ち込む工具、機材、食品等の取扱い （８）野生動物の衛生管理区域内への侵入防止 （９）手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒並びに農場における防疫のための更衣に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等 ※飼養衛生管理マニュアルの写しを添付		□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
②従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。		□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
③家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底している。		□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。					

家_3

4　記録の作成及び保管					
以下に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。					
①衛生管理区域に立ち入った者（※１）の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（※２）及び消毒の実施の有無（車両を入れる者にあっては、当該車両の消毒の有無を含む。） また、消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確実に記録させている。 ※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は記録は不要である。 ※１当該農場の従事者を除く。 ※２所属等からその目的が明らかな場合を除く。 ②消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確実に記録させている。		□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
③（衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国した場合）過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無	□ 該当しない	□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
④（従事者が海外に渡航した場合）滞在期間及び国又は地域の名称	□ 該当しない	□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
⑤・導入、出荷又は移動を行った畜種の種類、羽数、健康状態 ・導入元、出荷先、移動先の農場等の名称 ・導入、出荷、移動の年月日	□ 該当しない	□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
⑥飼養する家きんの羽数、日齢、異状の有無、異状がある場合にあっては、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況		□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
⑦家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日		□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。					

5　大規模所有者が講ずる措置					
①飼養する家きんが特定症状を呈していることを従業員が発見したとき、当該家きんの所有者及び飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底している。 〈周知方法の例〉 ・飼養衛生管理マニュアル　・貼紙 ※以下の資料を添付 従業員が農林水産大臣の定める特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し	□ 該当しない	□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
②家きん舎ごとに飼養衛生管理者を配置している。 「同一の者が複数の家きん舎を担当する場合には、衛生管理を行う家きんの羽数の合計が鶏及びうずらの場合は十万羽、あひる、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合は一万羽を超えないこと。」	□ 該当しない	□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
③大規模所有者のうち、特に家きんの羽数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、以下の措置を行っている。					
（１）衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しにより、農場を分割して管理（以下、「分割管理」という。）することの導入について検討している。	□ 該当しない	□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
（２）監視伝染病の発生に備えた対応計画（防疫措置の実施に関して所有者が行う人員、資機材等の準備及び家きんの死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。）を策定している。	□ 該当しない	□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。					

9　分割管理を導入する際の措置					
●高病原性鳥インフルエンザ等の発生時の影響の緩和を図るため、分割管理に取り組む場合は、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従っている。	□ 該当しない	□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。					

家_4

6　獣医師等の健康管理指導				
●家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から飼養する家きんの健康管理について指導を受けている。 ※診療施設に家畜保健衛生所を含む	□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
【記入欄】　※「できている」「一部できている」の場合は回答してください				
担当の獣医師の氏名				
担当の診療施設の名称				
【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				

7　家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備				
●家きんの所有者は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域（以下、「大臣指定地域」という。）において追加措置を講じていることとなる10及び21について、平時からその取組内容を習熟している。	□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				

10　消毒等の実施に備えた措置				
●大臣指定地域にあっては、法第三十条（※）の規定に基づく消毒方法等を実施する場合に備え、消毒薬の備蓄その他の必要な準備措置を講じていること。 ※都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対し、農林水産省令の定めるところにより、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずることができる。	□ 該当しない	□ できている	□ 一部できている	□ できていない
【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				

21　農場周辺の状況把握				
●大臣指定地域に所在する農場においては、農場周辺の野鳥の生息等の状況を把握し、農場内における野鳥誘引防止対策を実施するとともに、大臣指定地域内で講ずるべき野鳥誘引防止対策を検討している。	□ 該当しない	□ できている	□ 一部できている	□ できていない
【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				

8　衛生管理区域の設定				
①農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。 〈衛生管理区域境界の明確化方法例〉 ・消石灰帯　・柵　・ロープ　・三角コーン　・垣根（プランター）	□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
②衛生管理区域は、家きん舎、家きんに直接接触する物品の保管場所並びに家きんに直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。 ※家きん舎の他に、飼料給与、清掃、家きんの出荷及び死亡家きんの管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。	□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
③出入口の数を必要最小限とし、家きん、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能な限り衛生管理区域の境界に位置するよう設定している。	□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				

家_5

11　埋却等に備えた措置

●以下の（１）～（３）いずれかの措置を行っている。 ※以下の（１）～（３）のいずれかの資料を添付 （１）死体の処理に必要な埋却地を確保している。 ア 埋却用地の所在地 イ 埋却用地が自己の所有する土地でない場合 ・その所有者の氏名又は名称 ・当該土地の利用に関する契約の内容 ウ 埋却用地の面積・利用状況 エ 農場から埋却用地までの距離 オ 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無 カ オの説明に対する当該関係者の承諾の有無 キ その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となる事項 （２）死体の処理に必要な焼却施設を確保している。 ア 焼却施設の名称・所在地 イ 農場から焼却施設までの距離 ウ 焼却施設の近隣住民その他の関係者への焼却の実施に関する説明の有無 エ ウの説明に対する当該関係者の承諾の有無 （３）埋却地・焼却施設の確保が困難な場合は、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行っている。	□ できている	□ 一部 できている	□ できていない

【記入欄】　※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

措置の内容

□ 埋却地の確保　　□ 焼却のための取組

□ 都道府県知事が求める取組（土地の確保に係る措置・焼却のための施設又は機械の利用に係る措置・化製のための施設又は機械の利用に係る措置）

【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

12　愛玩動物の飼育禁止

●衛生管理区域に愛玩動物を持込んでいない。また、衛生管理区域内で愛玩動物を飼育していない。 ※観光牧場等において、飼育場所を限定している場合は除く。	□ できている	□ 一部 できている	□ できていない	

【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

13　密飼いの防止

●家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家きんを飼養していない。 ※以下の資料を添付 家きん舎ごとの家畜の飼養密度（家畜の種類ごとに○㎡／羽）を記載した資料	□ できている	□ 一部 できている	□ できていない	

【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

14　飼養する家きんの健康観察

①毎日、飼養する家きんの健康観察（ふ化及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。）を行っている。		□ できている	□ 一部 できている	□ できていない	
②他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元の農場等における家きんの伝染性疾病の発生状況、導入する家きんの健康状態の確認等を行い、健康な家きんを導入している。	□ 該当しない	□ できている	□ 一部 できている	□ できていない	
③導入した家きんが伝染病を疑う異状を示さないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにしている。 〈隔離方法の例〉 ・隔離ケージ　・オールアウト後の家きん舎	□ 該当しない	□ できている	□ 一部 できている	□ できていない	
④家きんを出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家きんの健康状態を確認している。		□ できている	□ 一部 できている	□ できていない	

【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

家_6

Ⅱ　衛生管理区域への病原体の侵入防止

15　衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限

●必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。さらに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家きんに接触する機会を最小限とするよう必要な措置を講じている。 ※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りではない。	□ できている	□ 一部できている	□ できていない

【記入欄】　※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

措置の内容

□ 門　　□ ロープ　　□ 立入禁止看板の設置

□ その他：（　　）

【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

16　他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置

●当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者（※）又は過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。 ※農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者等は除く。 ※シャワーによる身体の洗浄その他必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。	□ できている	□ 一部できている	□ できていない

【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

17　衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	□ できている	□ 一部できている	□ できていない

【記入欄】　※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

消毒設備

□ 設置されたスプレー　　□ 衛生管理区域専用の手袋の着用

□ その他：（　　）

【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

29　衛生管理区域から退出する者の手指消毒等（Ⅳ　衛生管理区域外への病原体の拡散防止）

●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	□ できている	□ 一部できている	□ できていない

【記入欄】　※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

消毒設備

□ 項目17と同じ　　□ 設置されたスプレー　　□ 衛生管理区域専用の手袋の着用

□ その他：（　　）

【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

18　衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

①衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、立ち入る者に対し、これらを着実に着用させている。 ※立ち入る者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参・着用する場合並びにその者が当該衛生管理区域内で病原体を拡散させる可能性がない場合を除く。 〈措置並びに使用するものの例〉 衣服：　専用作業着、防護服 靴：　専用靴、ブーツカバー	□ できている	□ 一部できている	□ できていない
②更衣による衛生管理区域への病原体の侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。	□ できている	□ 一部できている	□ できていない
③衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	□ できている	□ 一部できている	□ できていない

【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

家_7

19　衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等				
①衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、当該機器を使用して消毒している場合を除く。	□ 該当しない	□ できている	□ 一部 できている	□ できていない
【記入欄】　※「できている」「一部できている」の場合は回答してください 消毒設備				
□ ゲート式車両消毒装置　□ プール式車両消毒装置　□ 動力噴霧器　□ 蓄圧式噴霧器 □ 消石灰帯（幅：　　m） □ その他：（　　）				
②衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じている。 〈措置の例〉 ・農場専用のフロアマットの設置　・降車時にブーツカバーを使用	□ 該当しない	□ できている	□ 一部 できている	□ できていない
【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				

30　衛生管理区域から退出する車両の消毒（Ⅳ　衛生管理区域外への病原体の拡散防止）				
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し車両の消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、当該機器を使用し消毒している場合を除く。	□ 該当しない	□ できている	□ 一部 できている	□ できていない
【記入欄】　※「できている」「一部できている」の場合は回答してください 消毒設備				
□ 項目19と同じ　□ ゲート式車両消毒装置　□ プール式車両消毒装置　□ 動力噴霧器　□ 蓄圧式噴霧器 □ 消石灰帯（幅：　　m） □ その他：（　　）				
【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				

20　他の畜産関係施設等で使用した物品などを衛生管理区域に持ち込む際の措置			
●他の畜産関係施設等で使用し、もしくは使用したおそれがある物品又は過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴は、原則、衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。 ※他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品をやむを得ず持ち込む場合に必要な措置については飼養衛生管理マニュアルに記載する。 ※過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴をやむを得ず持ち込む場合に必要な措置については飼養衛生管理マニュアルに記載する。	□ できている	□ 一部 できている	□ できていない
【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。			

Ⅲ　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止				
22　家きん舎に立ち入る者の手指消毒等				
●家きん舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、家きん舎に出入りする際に手指の洗浄及び消毒をさせている。 〈消毒設備の例〉 ・設置されたスプレー　・家きん舎専用の手袋の着用 〈「該当しない」場合の例〉 畜舎と飼養衛生管理区域が同じ場合	□ 該当しない	□ できている	□ 一部 できている	□ できていない
【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				

23　家きん舎ごと専用の靴の設置及び使用				家_8
①家きん舎ごとの専用の靴を設置し、家きん舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている。 〈設置及び使用するものの例〉 靴：専用靴、ブーツカバー	□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
②履替えを行う際に病原体が家きん舎に侵入することがないよう、着脱前後の靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、履替え前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。	□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
【記入欄】　※「できている」「一部できている」の場合は回答してください 保管方法				
□ 屋内　□ 屋外（専用保管箱）　□ 屋外（ブルーシート等で被覆） □ その他：（　　）				
更衣による交差汚染を防止する対策				
③家きん舎から家きん、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が家きん舎の内外で交差しないよう、家きん舎の内外で作業する者を分けている又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講じている。	□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
【記入欄】　※「できている」「一部できている」の場合は回答してください 措置の内容				
□ 家きん舎の内外で作業する者を分けている　□ 専用靴の履替え □ その他：（　　）				
④靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				
24　器具の定期的な清掃又は消毒等				
●飼養管理に使用する器具は家きん舎に持ち込む際に消毒するとともに清掃又は消毒を定期的にしている。	□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				
25　野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕				
①野鳥等の野生動物の家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫及び調整池等の農場敷地内の水場等への侵入を防止することができる防鳥ネットその他の設備を設置している。	□ できている	□ 一部できている	□ できていない	
【記入欄】 家きん舎内への侵入防止対策				

□ なし			
□ ウインドウレス	□ 隙間なし		
	□ 隙間あり	対策	
□ 壁または窓	□ 破損なし		
	□ 破損あり	対策	
□ ネット	網目	cm	
	□ 破損なし		
	□ 破損あり	対策	
□ 金網	網目	cm	
	□ 破損なし		
	□ 破損あり	対策	
□ 消石灰帯	□ 設置なし		
	□ 設置あり	幅	m
□ その他			

排せつ物保管場所の対策			
（1）排せつ物処理方法			
□ 堆積　□ コンポスト　□ 共同処理施設への搬出 □ その他：（　　）			
（2）野生動物の侵入防止対策			
□ なし			
□ 屋内保管	□ 隙間なし		
	□ 隙間あり	対策	
□ ネット	網目	cm	
	□ 破損なし		
	□ 破損あり	対策	
□ ブルーシート			
□ その他			
飼料の保管場所の対策			
□ なし			
□ 屋内保管	□ 隙間なし		
	□ 隙間あり	対策	
資材の保管場所の対策			
□ なし			
□ 屋内保管	□ 隙間なし		
	□ 隙間あり	対策	
□ 蓋付容器			
□ ネット	網目	cm	
	□ 破損なし		
	□ 破損あり	対策	
□ ブルーシート			
□ その他			
死体の保管場所の対策			
死体の処理			
□ 焼却処理 □ その他：（　　）			
死体の保管			
□ なし			
□ 屋内保管	□ 隙間なし		
	□ 隙間あり	対策	
□ コンテナ			
□ 蓋付容器			
□ ネット	網目	cm	
	□ 破損なし		
	□ 破損あり	対策	
□ ブルーシート			
□ その他			
調整池等の農場敷地内の水場の対策			
□ なし			
□ ネット			
□ 忌避テープ			
□ その他			
その他（必要に応じて記載）			
施設の種類			
具体的な侵入防止対策			

②定期的に当該設備並びに当該設備が設置された家きん舎等の屋根及び壁面の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕している。	□ できている	□ 一部できている	□ できていない	

【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

家_10

26　給餌設備、給水設備等への病原体による汚染の防止			
①家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	□ できている	□ 一部できている	□ できていない
②飼養する家きんには飲用に適した水を給与することとし、適さない水を給与する場合には、消毒して給与している。	□ できている	□ 一部できている	□ できていない

【記入欄】

使用している飲用水

□ 水道水		
□ 井戸水	異物混入	□ なし □ あり
□ 湧水	異物混入	□ なし □ あり
□ その他		

水質検査

□ 実施していない　□ 実施している（　　回/年）　□ 検査不要

飲水消毒

□ 実施していない　□ 実施している　□ 消毒不要

【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

27　ねずみ及び害虫の駆除			
●ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講じている。	□ できている	□ 一部できている	□ できていない

【記入欄】　※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

ねずみの駆除対策

□ 殺鼠剤　□ 粘着シート

□ その他：（　　）

害虫の駆除対策

□ 殺虫剤　□ 粘着シート　□ アブトラップ

□ その他：（　　）

【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

28　衛生管理区域内の整理整頓、家きん舎等施設の清掃及び消毒			
衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が残存しないようにするため、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等並びに家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃を行うとともに、敷地及び家きん舎等の施設を定期的に消毒している。	□ できている	□ 一部できている	□ できていない

【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

Ⅳ　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

31　衛生管理区域から搬出する物品の消毒等				
●衛生管理区域から家きんの排せつ物等が付着した又は付着したおそれのある物品をから持ち出す場合にあっては、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じているとともに、家きんの死体又は排せつ物を持ち出す場合にあっては、漏出が生じないようにすること。	□ 該当しない	□ できている	□ 一部できている	□ できていない

【記入欄】　※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

漏出防止方法（死体）

□ 屋根付きトラック　□ 蓋付き容器　□ ブルーシート

□ その他：（　　）

漏出防止方法（排せつ物）

□ 蓋付き容器　□ ブルーシート

□ その他：（　　）

【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

家_11

32　特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止				
①特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。			□ できている	□ できていない
②（従業員がいる場合）従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が行われている。		□ 該当しない	□ できている	□ できていない
③（特定症状が確認された場合）農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこととしている。		□ できている	□ 一部できている	□ できていない
④（特定症状が確認された場合）衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこととしている。		□ できている	□ 一部できている	□ できていない
【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				
33　特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止				
※従業員がいる場合には、以下①～④について従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が行われている必要がある。				
①特定症状以外の異状であって、家きんの死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家きんの増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。	□ 該当しない	□ できている	□ 一部できている	□ できていない
②（獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導があった場合）当該家きんが監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家きんの出荷及び移動を行なっていない。	□ 該当しない	□ できている	□ 一部できている	□ できていない
③（当該家きんが監視伝染病にかかっていることが確認された場合）家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	□ 該当しない	□ できている	□ 一部できている	□ できていない
④（飼養する家きんにその他の特定症状以外の異状が確認された場合）速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	□ 該当しない	□ できている	□ 一部できている	□ できていない
【記入欄】　※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				

※　特定症状（対象とする家畜伝染病：高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ）
①同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間）における平均の家きんの死亡率の二倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
②家きんに対して動物用生物学的製剤を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。

確認記録
○年月日：
○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（　　） 氏名：

確認記録
○年月日：
○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（　　） 氏名：